

# 名古屋港管理組合公報

令和元年7月12日  
(金曜日)  
第5号

## 目次

### 監査公表

○措置通知の公表 ..... 1

## 監査公表

### 監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和元年7月12日

名古屋港管理組合監査委員 近藤裕人  
同 篠田信示  
同 黒川和博

### 平成31年監査公表第1号分

監査結果	措置
<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 超過勤務手当において、未支給及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 港営部</p> <p>イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 総務部、港営部、建設部</p> <p>(2) 注意事項 〈支出事務〉 E T Cカードによる高速国道等の利用額の支払について、E T Cカード貸出管理簿等による履行確認を行うこととなっているが、E T Cカード貸出管理簿に利用実績の一部記載漏れが見受けられた。利用時のE T Cカード貸出管理簿への記載及び履行確認を徹底されたい。 該当箇所 建設部</p>	<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 港営部 未支給については、平成31年2月7日に追給の措置を講じた。 過支給については、平成31年2月12日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 総務部 支給不足については、平成31年1月17日及び平成31年4月3日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による申請内容の確認を行うよう徹底する。</p> <p>港営部 過支給については、平成30年11月19日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部 未支給については、平成30年12月4日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、承認時のみならず、承認後の再確認も怠らぬようにして正確を期していくものである。</p> <p>(2) 注意事項 〈支出事務〉 建設部 E T Cカード貸出管理簿における記載漏れについては、直ちに追記載等、必要な措置を講じた。 今後の防止改善策として、あらためて所属職員へE T Cカード貸出管理簿への利用実績記入義務の周知を図るとともに、支払事務においては、当該管理簿の記載内容と利用明細を照合することで、履行確認の徹底を図る。</p>

発行所 名古屋市港区港町1番11号

**名古屋港管理組合**